

仕様書

1 事業名

広告入り窓口用封筒無償提供業務

2 業務概要

住民票や戸籍謄本等の請求をした市民が各証明書等を持ち帰る際に使用する窓口用封筒を、民間事業者等（以下「事業者」という。）が旭川市（以下「市」という。）へ無償で提供する。また、それに係る次の業務を実施する。

- (1) 封筒に掲載する広告の募集
- (2) 封筒のデザイン，原稿作成及び印刷
- (3) 封筒の納入
- (4) 封筒の在庫管理

3 封筒の規格等

(1) 規格

サイズ A4 サイズの書類が封入可能な封筒
 ※角形 2 号(縦 3 3 2 mm×横 2 4 0 mm)程度
フラップ（ふた） あり

(2) 年間使用予定数

A4 サイズの書類が封入可能な封筒 6 0, 0 0 0 枚

(3) 掲載内容

掲載内容は次のとおりとし，配置，デザイン等は市と協議の上，決定する。

ア 行政情報等市の指定する事項

イ 広告（封筒の表面積・裏面積のそれぞれ 3 5 %以下）

(4) その他

封筒設置のためのスタンドを必要数準備する。

4 納入時期及び場所

(1) 納入時期

初回は，令和 6 年 8 月 3 1 日までに，(2)の納入場所へ必要部数を納入する。2 回目以降は，市からの依頼により随時納入する。

(2) 納入場所

市民生活部市民課，各支所，東部まちづくりセンターその他市が指定する場所

5 費用負担

業務に係る全ての費用は事業者の広告収入により全額負担するものとし、市の費用負担は一切生じないものとする。

6 広告

- (1) 事業者は、窓口用封筒に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。ただし、2年目以降は業務の実施状況に応じ、広告料の納入について市と協議するものとする。
- (2) 掲載する広告については、「旭川市市有施設有料広告に係る取扱要綱」及び「旭川市広告入り窓口用封筒に係る広告掲出基準」を遵守すること。
- (3) 広告主の募集・広告制作は事業者が行う。
- (4) 広告主は、市内に事業所等を有する事業者を優先するものとする。
- (5) 事業者は、窓口用封筒へ掲載する広告の内容について、あらかじめ市と協議の上、選定するものとする。
- (6) 市は、(5)の協議の結果、広告の内容が「旭川市市有施設有料広告に係る取扱要綱」及び「旭川市広告入り窓口用封筒に係る広告掲出基準」に定める掲出基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告内容の修正又は広告主の変更を求めることができる。この場合において生じた全ての経費は事業者の負担とする。

7 責任分担及び問合せ等の対応

- (1) 市の指定する事項についての責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応することとする。
- (2) 市の指定する事項以外については、事業者が責任を負い、問合せ等があれば事業者が対応することとする。